

## 第 373 回三木市議会定例会提出議案の概要

第 373 回三木市議会定例会（令和 4 年 11 月 28 日開会）に提出する議案 19 件（条例関係 8 件、補正予算関係 8 件、その他 3 件）の概要は次のとおりです。

### 1 条例関係

#### (1) 第 65 号議案 三木市個人情報保護法施行条例の制定について（企画政策課）

##### ア 制定理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の制定により「個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）」が改正され、全国的な共通ルールが定められたことから、全ての地方公共団体は、令和 5 年 4 月から改正法が直接適用される。それに伴い、改正法の施行に当たり必要となる規定を整備するため。

##### イ 制定内容

開示請求手数料を現行と同じ無料とし、開示決定期限を改正法では 30 日以内としているところを現行と同じ期限（開示請求日の翌日から 14 日以内）に短縮するとともに、その他必要となる事項を規定し、新たに条例を制定する。また、それに伴い三木市個人情報保護条例は廃止し、その他関係する条例の一部を改正する。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

#### (2) 第 66 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務課）

##### ア 制定理由

職員の定年延長に係る「地方公務員法の一部を改正する法律」が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、関係する条例を整備する必要があるため。

##### イ 制定内容

###### (ア) 定年延長に伴う給与に関する措置

当分の間、60 歳を超える職員の給料月額を、60 歳前の 7 割水準とするよう措置する。

###### (イ) 定年延長の諸制度の整備に伴う用語等の改正

###### (ウ) 引用する条項番号の改正

## ウ 関係条例

- (ア) 三木市職員定数条例
- (イ) 三木市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例
- (ウ) 三木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (エ) 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- (オ) 職員の勤務時間等に関する条例
- (カ) 職員の育児休業等に関する条例
- (キ) 一般職の職員の給与に関する条例
- (ク) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (ケ) 職員の再任用に関する条例（廃止）

エ 施行期日 令和5年4月1日

**(3) 第 67 号議案 三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（選挙管理委員会）**

## ア 改正理由

昨今における物価の変動等に鑑み、公職選挙法施行令が改正され、国政選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等について公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、三木市議会議員及び三木市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等を改正する必要があるため。

## イ 改正内容

- (ア) 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担限度額（日額）の引き上げ

区 分	現 行	改正案
a 一般重送契約を締結した場合	64,500 円	改正なし
b 一般重送契約以外の契約を締結した場合		
(a) 自動車の借入れ	15,800 円	16,100 円
(b) 自動車の燃料費	7,560 円	7,700 円
(c) 運転手の報酬	12,500 円	改正なし

- (イ) 選挙運動用ポスター作成に係る公費負担限度額（1枚当たり）の引き上げ

区 分	現 行	改正案
ポスターの作成契約を締結した場合		
a ポスター1枚当たりの作成単価	525 円6 銭	541 円31 銭
b 加算額	310,500 円	316,250 円

(ウ) 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担限度額（1枚当たり）の引き上げ

区 分	現 行	改正案
ビラの作成契約を締結した場合	7円51銭	7円73銭

ウ 施行期日 公布の日

**(4) 第 68 号議案 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

ア 改正理由

公的年金の支給年齢が段階的に 65 歳に引上げとなることによる雇用と年金の連携を図ること等を目的とした国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることにより、職員の定年等に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）の導入

組織の新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、役職定年制を導入し、管理職手当の支給対象となっている職（副課長以上）に就くことができる年齢の上限を 60 歳とする。

(イ) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60 歳に達した日以後定年前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

(ウ) 情報提供・意思確認制度の新設

当分の間、職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用や給与等に関する情報を提供し、職員の 60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(エ) 暫定再任用制度の措置

定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65 歳まで再任用できるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みを措置する。

ウ 施行期日 令和 5 年 4 月 1 日

**(5) 第 69 号議案 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

ア 改正理由

職員の勤務時間等に関する条例の改正に伴い、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を改正する必要があるため。

## イ 改正内容

職員の勤務時間等に関する条例を引用する規定を整理する。

ウ 施行期日 公布の日

**(6) 第 70 号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務課）**

## ア 改正理由

令和 4 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を改正する必要があるため。

## イ 改正内容

議員の期末手当の年間支給月数を 4.30 月から 4.40 月に 0.1 月引き上げる。

## (ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
年間合計	100 分の 430	100 分の 258	100 分の 129

## (イ) 令和 4 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

## (ウ) 令和 5 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

## ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和 4 年 12 月 1 日から適用）し、イ(ウ)については令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**(7) 第 71 号議案 三木市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について（総務課）**

ア 改正理由

令和 4 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、三木市長等の給与に関する条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

市長、副市長、教育長の期末手当の年間支給月数を 4.30 月から 4.40 月に 0.1 月引き上げる。

(ア) 現行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
年間合計	100 分の 430	100 分の 258	100 分の 129

(イ) 令和 4 年 12 月 1 日適用

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 215	100 分の 129	100 分の 64.5
12 月 1 日	100 分の 225	100 分の 135	100 分の 67.5
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

(ウ) 令和 5 年 4 月 1 日施行

基準日	在職期間		
	6 箇月	3 箇月以上 6 箇月未満	3 箇月未満
6 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
12 月 1 日	100 分の 220	100 分の 132	100 分の 66.0
年間合計	100 分の 440	100 分の 264	100 分の 132

ウ 施行期日

イ(イ)については公布の日から施行（令和 4 年 12 月 1 日から適用）し、イ(ウ)については令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

**(8) 第 72 号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の  
制定について（総務課）**

ア 改正理由

令和 4 年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため。

## イ 改正内容

## (ア) 一般職の職員の給与に関する条例の改正

## a 給料表の改定（令和4年4月1日適用）

全ての給料表について、給料月額を改定する。

改定率 平均0.3%引き上げ（1級1.7%、2級1.1%、3級0.2%、4級0.07%、5級0.02%、6級以上は改定なし）

## b 一般職の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間の支給月数を4.30月から4.40月に0.1月引き上げる（勤勉手当で引上げ）。

## (a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の95	100分の95	100分の190
期別合計	100分の215	100分の215	100分の430

## (b) 令和4年12月1日適用

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の95	100分の105	100分の200
期別合計	100分の215	100分の225	100分の440

## (c) 令和5年4月1日施行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の120	100分の120	100分の240
勤勉手当	100分の100	100分の100	100分の200
期別合計	100分の220	100分の220	100分の440

## c 再任用職員の期末勤勉手当の支給月数の見直し

年間支給月数を2.25月から2.30月に0.05月引き上げる（勤勉手当で引上げ）。

## (a) 現行

	6月期	12月期	年間合計
期末手当	100分の67.5	100分の67.5	100分の135
勤勉手当	100分の45	100分の45	100分の90
期別合計	100分の112.5	100分の112.5	100分の225

## (b) 令和 4 年 12 月 1 日適用

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 67.5	100 分の 67.5	100 分の 135
勤勉手当	100 分の 45	100 分の 50	100 分の 95
期別合計	100 分の 112.5	100 分の 117.5	100 分の 230

## (c) 令和 5 年 4 月 1 日施行

	6 月期	12 月期	年間合計
期末手当	100 分の 67.5	100 分の 67.5	100 分の 135
勤勉手当	100 分の 47.5	100 分の 47.5	100 分の 95
期別合計	100 分の 115	100 分の 115	100 分の 230

- (イ) 三木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)

特定任期付職員(高度の専門的な知識経験を有する者を、その知識経験を必要とする業務に従事させる場合に、選考により 5 年を超えない範囲で任期を定めて採用する職員)の給料表及び期末手当の支給月数を改定する。

1 号給の給料月額を 375,000 円から 376,000 円に引き上げる。また、6 月期と 12 月期のそれぞれの期末手当を 100 分の 162.5 から 100 分の 165 に引き上げ、年間支給月数を 0.05 月引き上げる。

- (ウ) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正(令和 5 年 4 月 1 日施行)

会計年度任用職員の給料表について、給料月額を一般職の職員の給料表に準じて改定する。

## ウ 施行期日

- (ア) 公布の日 イ(ア) a、イ(ア) b (b)、イ(ア) c (b) (ただし、イ(ア) a は令和 4 年 4 月 1 日から適用し、イ(ア) b (b) 及びイ(ア) c (b) は令和 4 年 12 月 1 日から適用する。)
- (イ) 令和 5 年 4 月 1 日 イ(ア) b (c)、イ(ア) c (c)、イ(イ)、イ(ウ)

## 2 条例、補正予算関係以外

## (1) 第 73 号議案 指定管理者の指定について(商工振興課)

かじやの里メッセみきについて、令和 5 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

**(2) 第 74 号議案 指定管理者の指定について（観光振興課）**

道の駅みきについて、令和 5 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

**(3) 第 75 号議案 指定管理者の指定について（都市政策課）**

有料スポーツ施設について、令和 5 年 4 月 1 日から 5 年間の管理を行う指定管理者を定めることについて、法律の定めるところにより、議会の議決を求めるもの。

**3 補正予算関係 【別添「令和 4 年度 12 月補正予算（案）の概要」参照】**

(1) 第 76 号議案 令和 4 年度三木市一般会計補正予算（第 8 号）

(2) 第 77 号議案 令和 4 年度三木市学校給食事業特別会計補正予算（第 3 号）

(3) 第 78 号議案 令和 4 年度三木市一般会計補正予算（第 9 号）

(4) 第 79 号議案 令和 4 年度三木市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

(5) 第 80 号議案 令和 4 年度三木市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

(6) 第 81 号議案 令和 4 年度三木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
（第 3 号）

(7) 第 82 号議案 令和 4 年度三木市水道事業会計補正予算（第 2 号）

(8) 第 83 号議案 令和 4 年度三木市下水道事業会計補正予算（第 2 号）